



《今月の笑顔》

株式会社オールクライム

くわばらこのは  
栗原木乃葉さん



2025年（令和7年）「新春・会員の集い」を開催



タックスコーナー

「確定申告はマイナポータル連携で自動入力」



令和7年度税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率は維持！  
税と社会保障の問題への対応が始まる！



## 2025年(令和7年) 新春・会員の集いを開催

新しい年の門出を祝う、新春・会員の集いが1月9日、八王子エルシィで開催されました。

第一部「新春講演会」では、アメリカ政治の専門家としてマスコミでも活躍されている、上智大学教授・前嶋和弘氏が講師として登壇。トランプ大統領就任の約10日前という時期を捉え、『アメリカ政治外交の現在と世界、そして日本』のテーマでお話いただきました。

続く、第二部「賀詞交歓会」は、澤井勝美税務署長、諏訪公二都税事務所長、初宿和夫市長はじめとする御来賓の皆さまにお越しいただく中、相澤厚生委員長の開会あいさつでスタート。続いて、年頭のあいさつに立った清宮会長からは、この1年間、八王子法人会として活発な事業を展開しながら、会員の皆さまと共に前進して参りたいとの言葉が聞かれました。



▲年頭あいさつで新年の抱負を語る清宮会長

### 新春講演会では、前嶋和弘氏(上智大学教授)が登壇



▲講師の前嶋和弘氏

アメリカのトランプ新政権の政策に対する関心が高まる中で開催された新春講演会には、昨年を約50名上回る167名が出席。講師から切れ目なく発信される情報に聴き入りました。

大統領選挙におけるトランプ氏の勝因とハリス氏の敗因、日本製鉄によるUSスチールの買収問題、起業家でありトランプ新政権にも深く関与するイーロン・マスク氏に関する話題など、まさに、聴講された方々の期待を裏切らない、90分間の講演でした。



▲タイムリーなテーマに、前年の新春講演会を大きく上回る方々が聴講

## 賀詞交歓会では多くの来賓にご臨席いただきました



諏訪公二  
東京都八王子都税事務所長



澤井勝美  
八王子税務署長

法人会への  
期待を込めて  
ご祝辞を  
頂戴しました

第二部「賀詞交歓会」には、税務署をはじめとする官公庁や税務関係団体及び、経済団体の幹部、管内小選挙区選出の衆議院議員、福利厚生制度受託会社幹部など、多くの来賓にご臨席いただきました。この頁では、当日、来賓を代表してご祝辞を賜った方々をご紹介させていただきます。



大河原雅子  
衆議院議員



初宿和夫  
八王子市長

乾杯！  
のご発声は

高岡誠司  
税理士会八王子支部長



## 賀詞交歓会には、17社の新会員の皆さまにご出席いただきました



賀詞交歓会には、2024年4月から開催当日までの間に入会いただいた新会員約70社のうち、17社が出席。森屋副会長（組織委員長）が演台に立ち、壇上の新会員の方々に1社ずつ、ご紹介させていただきました。

# 令和7年度 税制改正大綱

— 法人会の税制改正提言 —

## 中小企業に対する軽減税率は維持! 税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

#### ■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

#### ■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

#### ■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特例控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

#### ■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

#### ■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

### 所得税・住民税関係

#### ■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

#### ■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

#### ■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

#### ■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

#### ■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

#### ■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

#### ■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

#### ■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

### ■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

### ■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

### ■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

### ■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

### ■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

## 相続税・贈与税関係

### ■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

### ■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

## 資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や質上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇員給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇員給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

## 消費税関係

### ■輸出品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

### ■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

### ■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

## その他

### ■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

### ■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 市内小選挙区より選出された衆議院議員と 市長、市議会議長に要望書を提出

中小企業の視点に立った税制の実現を！

## ■ 萩生田光一 衆議院議員 (11月30日)



▲萩生田議員(右から二人目)に要望書を手渡す清宮会長(左から二人目)、吉野税制委員長(右端)、山下税制副委員長(左端)

## ■ 大河原雅子 衆議院議員 (11月19日)



▲代理の鈴木秘書(左端)に要望書を手渡す萩生田副会長(中央)、戸村税制副委員長(右端)

## ■ 初宿和夫 市長 (11月26日)



▲受け取った要望書を手にする初宿市長(右から二人目)と、要望を行った(右から)清宮会長、吉野税制委員長、鈴木税制委員

昨春、会員の皆さまにご協力いただいたアンケートの結果をもとに取りまとめた、当法人会の2025年度税制改正要望事項。その中では、賃上げ促進税制の利用条件の緩和、適正な価格転嫁実現に向けた政府から大企業等への指導・監督の強化、中小企業の税務に関する事務負担の軽減などを求めています。いっぽう、全法連が昨秋発表した税制改正に関する提言には、行財政改革の徹底を含む、国や地方自治体に対する幅広い要望が盛り込まれています。

八王子法人会では、これらに記載された内容の実現を目指し、12月初旬までに市内を区域を含む二つの小選挙区から選出された衆議院議員と、市長、市議会議長に対し、要望書を提出しました。このうち、萩生田光一衆議院議員、初宿和夫市長、鈴木玲央市議会議長を訪問の際は何れもご本人に、大河原雅子衆議院議員を訪問の際は、鈴木智秘書に correspond していただきました。

## ■ 鈴木玲央 市議会議長 (12月3日)



▲鈴木議長(中央)に要望書を手渡す清宮会長(左端)、吉野税制委員長(右端)

八王子法人会の税制改正要望事項は情報誌(会報)「きずな」2024年6月号に、全法連の税制改正に関する提言は同年11月号に、それぞれ掲載されています。過去の「きずな」は、八王子法人会ホームページよりご覧いただけます。

## 知財多摩だより

### ～お店に名前をつけるときに注意!～

お店を新たにオープンする、新規サービスで事業を始めるというときに、その店舗やサービスに名前をつけることと思います。

皆様が新規事業を展開する際に、新しく考えた自身のお店の名称を真似されないためには、商標登録制度を利用することができます。しかし、自分のお店の名称を商標登録するよりも大切なことがあります。自身の名称が他人の登録商標に似ていないことを調べなくてはなりません。

使用する名称が他人の登録商標に似ている場合、訴えられてしまう恐れがあります。訴えられてしまうと、どうなるか。

・ **お店やサービスの名称を変更しなければなりません。**

そして、

・ **せっかく作ったお店の看板、パンフレットを廃棄しなければなりません。**

新たな名称で作り直すには相当な費用が生じてしまいます。

さらに、

・ **商標権者に損害賠償請求されるかもしれません。**

商標権者の売り上げが減ってしまったのは、名前を真似した店舗ができたせいだとして賠償金を支払う必要があります。

真似した訳ではないとしても、他人の登録商標に似ていると問題になってしまいます。大切なお店やサービスの名称で損をしないために、事前に他人の登録商標を調べることが大切です。

どうやって調べたらいいのかわからないとき、困ったときは、知的財産の専門家である弁理士にご相談ください。無料相談もあります。

(<https://jpaa-soudan.jp>)

## ■ 八王子市からのお知らせ ■

### 八王子市中小企業新入社員合同研修

主に新入社員の方を対象として、ビジネスマナーや社会人としての基礎知識を学ぶ研修を開催します。複数の市内企業から新入社員が集まる合同研修ですので、社外に人脈・同期の輪を広げる交流の機会としてもご活用いただけます。日程等の詳細は、八王子市ホームページで3月頃公開予定です。

#### 【研修概要】

第1回 ビジネスマナー研修 (2日間)・・・5月14日・15日 (予定)

第2回 フォロー研修 (1日間)・・・9月下旬予定

第3回 振り返り研修 (1日間)・・・2月下旬予定

【場所】 JR八王子駅周辺

【費用】 1名7,500円 (年間)

【定員】 先着50名

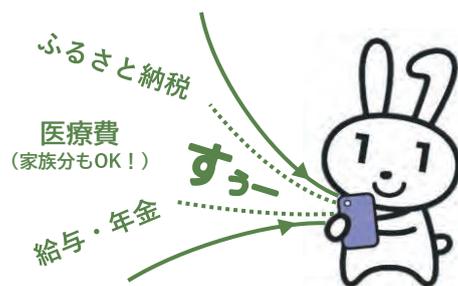
#### 【申込み・問い合わせ】

八王子市産業振興部産業振興推進課 (八王子市役所6階)

TEL : 042-620-7252

e-mail: b092000@city.hachioji.tokyo.jp

# 確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

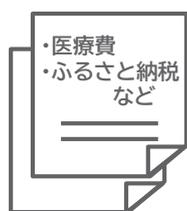
## マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

＼ 利用した方から驚きの声！ ／

確定申告書の  
作成時間が短縮！

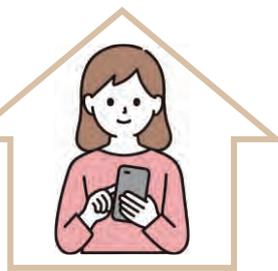
医療費やふるさと納税の  
データが自動で連携されて楽！  
入力の手間も  
ミスもなく安心♪



証明書等の  
データ



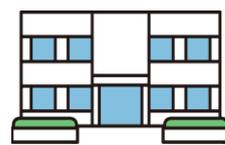
マイナポータル経由で  
データを一括取得



確定申告書に  
自動入力・自動計算



ご自宅から  
e-Taxで送信



税務署

## マイナポータル連携の対象はこちら

### 収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

### 控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

マイナポータル連携  
の詳細はこちら



連携に対応している  
証明書発行企業等はこちら



# マイナポータル連携を利用するための事前準備



⚡ 手順に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします

## 必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
  - ① 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
  - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)



スマホに  
マイナポータルアプリ  
をインストール

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、[公的個人認証サービスのポータルサイト](#)をご確認ください。



## 準備手順



### STEP 1

#### ✓ マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします



利用者登録はこちら

マイナポータル



### STEP 2

#### ✓ 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択

証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します



確定申告の事前準備ページはこちら

### STEP 3

#### ✓ マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携

マイナポータルとe-Taxを連携した上で、取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス、ねんきんネットを連携します

### STEP 4

#### ✓ 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

- 1 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や電子交付への同意  
※ 手続完了までに数日かかる場合があります
- 2 企業連携の実施  
民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します

### STEP 5

#### ✓ e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を確定申告書に自動入力する場合には、e-Taxのマイページで情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等が必要です



事前準備が完了したら、確定申告書の作成を開始！

確定申告書等作成コーナーからマイナンバーカードでe-Tax！



作成コーナー



国税庁 法人番号7000012050002

R6.8

## ゆったりと落ち着く空間は 時間を忘れさせてくれます

南町の飲食店街で、多くのお客様から愛されているスナック「パースタイム」。(峯岸京子代表) 昭和52年10月にオープンし、48年目を迎えます。「お店は母と二人で始めました。落ち着いてお酒とおつまみを召し上がっていただけるお店です。お陰様で、オープン当初からお越し頂くお客様から、最近のお客様まで様々いらっしゃいます。従業員は20代から50代まで7名の体制です。飲食店の中でも働きやすいと感じてくれて、長く勤めてくれている従業員が多くいます。コロナ禍で営業できなく、大変な日々が続きましたが、その期間も給与を支払い、すぐに再開できる体制にしました。」(峯岸代表)



店内は落ち着いた色あいで、ゆったり過ごすことができます

## 開店50周年へ向けて 楽しい企画を検討し始めました

おつまみ以外にも、カレーライスをはじめ、食事メニューはどれもが美味しく、お店で食事されるお客様もいらっしゃるそうです。「“琥珀双葉堂”というパースタイムの裏手にあるカフェと洋食のお店も経営していますが、食事はそちらでも作ることができますので、ご提供させて頂いています。パースタイムと併せて働いている従業員もいますよ。」(峯岸代表)

今後は50周年に向けて、企画し始めた峯岸代表。「これからは、開店50周年に向けて企画を進行中です。以前はバンド演奏やイベントなども行っていました。お客様からも楽しみにしていただいていますので、盛り上げていきたいですね。貸切も出来ますので、お気軽にお声掛け下さい。」(峯岸代表)



おつまみ3点セットとドリンク



レアなウイスキーから焼酎まで様々なお酒を揃えています

〒192-0072  
八王子市南町2-11 Mビル  
電話/FAX: 042-649-7775  
携帯: 090-1535-2784

営業時間  
19:00~25:00  
定休日  
日曜日・祝日

法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



- ▼今月の笑顔は、「株式会社オールクライム」を訪問し、代表取締役の高橋清美さん、栗原木乃葉さんにお話を伺いました。
- ▼国道、都道、観光地等における“電線類の地中化設計”に取り組んでいます。「当社は設計、設計に伴うお客様交渉、設計後の積算業務、役所等への提出する金額の計算を行っています。現在工事中の八王子市内主要道路への電線地中化事業にも携わっています」(高橋社長)
- ▼「八王子市内、東京都のみではなく、神奈川県、埼玉県、千葉県、最近では群馬県、栃木県まで事業展開しています」(高橋社長)
- ▼「平成18年6月に設立し、社員は12名です。オールクライムという社名は、「みんなで登る」という意味を含んでいます。ロゴマークの∞はその名の通り無限に広がる形を表しています」(高橋社長)
- ▼昨年春に入社した栗原さんは八王子事務所で積算業務に取り組んでいます。「高校卒業すぐに就職しましたが、当時は進路に悩むこともあり、本当に入社できたことが奇跡と思える位嬉しかったです」(栗原さん)
- ▼「交渉を一人で回れるように、積算は一人前になれるように頑張っていきたいです」(栗原さん)  
「素直で明るく、社内を明るくし、仕事もしっかりやってくれています。“芯”をしっかりと持って取り組んでくれますので、今のまま進んでくれたらと思いますね」(高橋社長)
- ▼栗原さんに趣味や目標をお聞きすると、「映画やスキーが好きですね。邦画洋画問わず見ます。自動車免許も取得したいですね」



代表取締役  
たかはし きよみ  
高橋清美さん  
くわばら このは  
栗原木乃葉さん

- ▼「東京都では、新設道路には電柱がない道路にする方針になっています。既存の道路も含めて、今後数十年電線地中化事業の需要は続いていくと思われるので、益々発展していきます」(高橋社長)

〒192-0051  
八王子市元本郷町2-6-15  
電話：042-623-3060  
FAX：042-686-0187  
<https://allclimb.co.jp/>



**消費税の期限内納付を忘れずに。**

**期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

**消費税には申告・納付期限があります。\***

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。\*
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例<sup>(※4)</sup>があります。

**申告・納付にはe-Taxが利用できます。**

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

\*1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

\*2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

\*3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

\*4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

\*5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 清宮 仁 発行日 令和7年2月5日  
 編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 小林 一 印刷 刷 スズキ美術印刷(株)  
 発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京都八王子市南町9-8  
 第49巻 第11号 通巻531号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)

# シヨウジヨウバカマ

写真資料提供

菱山忠三郎氏

身近な自然環境を大切に



法人会

各地の山地の溪谷などに見られる。春、紅紫色の美しい花を開く。日本各地の低山から高山まで分布しており、珍しい花としては意外に生活範囲の広い植物である。ゆり科で、平地では3月ごろ咲き始め、高山帯になると6月ごろ咲き始める。雪が溶け出す頃というので、ユキワリバナ、ユキワリザクラとよぶところもある。

葉はへら状で、大地にへばりつくように放射状に付いている。葉のつがった先をよく見ると小さい芽(不定芽)がよく見つかると、これが、将来、親株から独立してまわりに群生することになる。

花の咲く株の芽は太く、この中心から花茎が10センチほどにのび、その先に紅紫色の花を3〜4個付ける。花がおわると花茎は急にのび、40センチほど

にもなる。これは風に乗って種子が遠くへ飛ぶためである。

シヨウジヨウバカマの名は「猩々袴」で中国の伝説にもとづく謡曲「猩々」からきている。顔が赤く、赤い袴を着け、海中に住むという。

紅紫色の花を「猩々」の赤い顔にたとえ、下に並ぶ葉をその袴に見立てたものである。

20年ほど前、高尾山のある場所に数株あると報告があった。数人で出かけたところ確かに3株ほどあった。

昭和61年4月、多摩丘陵のあるところで友人とシロバナシヨウジヨウバカマを見つけた。これはその後、栃木県のある場所でも出会ったが、めずらしいものだった。

